

## 第2回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会 会議録

- 1 日時 平成19年11月29日(木) 午後2時から午後3時45分まで
- 2 場所 宇都宮市役所14階 14B会議室
- 3 出席者 阿久津均委員, 井上豊彦委員, 木村謙委員, 佐々木英明委員, 関口浩委員, 塚田貞子委員, 中村直樹委員, 長谷川正委員, 浜田耕一委員, 福田智恵委員, 森野静雄委員  
事務局 菊池市民生活部長, 大竹生活安心課長, 大竹生活安心課長補佐, 高橋生活安心グループ係長, 赤石澤総括主査, 近藤主任主事, 片岡主事
- 4 議題 (1) 第1回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会会議録について  
(2) 路上喫煙の規制について

### 1 開会(午後2時)

- ・井上会長よりあいさつ
- ・大竹生活安心課長補佐より, 前回欠席の木村委員の紹介

### 2 議事

#### (1)第1回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会会議録について

- ・会長から傍聴要領についての説明
- ・会長の議事進行により, 会議録の内容を確定, 公開について説明。

#### (2)路上喫煙の規制について【別添資料1参照】

会長

・事務局から資料1に基づき路上喫煙の規制について説明  
それでは, 資料を基に意見交換していただくということですが, その前に, 「ここがわからない」, 「意味が不明だ」, 「もうちょっと説明を加えてもらいたい」というところがありましたら, 事務局から説明をしていただきますがいかがでしょうか。なければ, また意見交換のときにでもいただければと思います, 私もちょっとわからないところがあったので, それは意見交換のときに言わせていただきます。

それでは本題に入りたいと思います。事務局から基本的な考え方ということで3点ばかりあげられていますが, これをもとに条例の目的をどうしたらよいかということが記載されています。この基本的な3点ばかりのところにお考え, ご意見がありましたら, たぶん意見は輻輳してくると思いますがこの部分について気がついたところがあればお示しいただければと

思います。まあ、基本的な考え方ですから、そんなに違うというところは無いのかなとは思いますがいかがでしょうか。

A委員

「蓋然性」という記載がありますが蓋然性というのはあまり日常なじみのある言葉じゃないので、これは一番、法規のコアな部分だと思うので確認したいのですが、一般的にはよく可能性という言葉を使うことがあると思うのですが、もし間違いじゃなければ、可能性というのは頻度や確立度外視で、起こり得る起こらないっていう議論の場合は可能性を使って、蓋然性というのは、可能性を持っているなかで、比較的高い頻度でそれが起こるといふときに蓋然性という言葉を使うみたいな理解をしているんですが、そういった理解でよいのでしょうか。

事務局  
会長

そのように認識しております。

この四角い枠の中で、もちろん、あとで行きつ戻りつですね、次のほうに移って議論しながら何か気がついたところがあれば、また基本的な考え方に戻ってご意見を頂戴すればよいかと思います。それでは次へ移りまして、まずは条例の目的ですね。これについては皆さんご意見あるかと思うのですが、条例の目的についてはどういう絞り込み方をすればよいのか、どういう風に捉えればよいのかなと思いましたが、一つ目は安心・安全の観点について、二つ目は環境の観点について、三つ目は健康の観点について、四番目に結論ということで事務局なりに出していただいております。で、この事務局の結論によればですね、条例の目的は次の2点ということで、喫煙マナーや「おもてなし」の向上推進ということと、安全・安心を確保するということですね、美観の観点と健康の観点については他の条例に譲る、あるいはこの条例では言い切れないという部分があるだろうということから、安全・安心を中心におきながら喫煙マナーや「おもてなし」の向上を推進するということに条例の目的を絞ったらどうかという事務局なりのまとめ方ですがこれについて皆さんのご意見はいかがでしょう。

それでは、私から。喫煙のマナーの推進はいいんですが、「おもてなし」の向上を推進するというのはどういうことですかね。どう捉えていいのかわからないので、これが質問なんですけど、これはどういう意味なんですかね。

事務局

「おもてなし」については、私ども宇都宮市では、市の外からおいでになる方に対して、「おもてなし」というのを向上していこうと、宇都宮に来てよかったと思ってもらえるようにということで、市の取り組みとしてやっております。従ってかっこ書きにしております。そういった意味です。

会長

なるほど。私なりに理解しましたけれども、皆さんがどう受け取られるかどうかですが、一応、そういうことだそうです。まず一つ安全・安心の観

点について条例の目的とするということについて、これについてはいかがでしょうか。これについては、煙草による歩行者等の火傷や持ち物などの焦げとか、いわゆるその人身に対する、被害とか損害とか、財物に関するそんな部分が発生する場合は、火によってありうるということで、それについては条例の目的として、規制対象になる行為としてあるのではないかということで、安全・安心の観点から条例の目的として挙げられているのですが、これは比較的わかりやすいと思います。これについては皆さんご意見あるでしょうか。なければ、この部分は条例の目的に加えてよろしいかということになるかと思いますが、よろしいですね。

次にですね、環境の観点ですが、街の美観の悪化ということでここに考え方が出ております。この考え方で、すでに「宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例」の中で、煙草のポイ捨てを含んだ行為が禁止されていると、なおかつこの条例が制定改廃されて、現在制定作業が進められている「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」の中で規制され、この路上喫煙の条例とあいまって二つの条例がセットになるということで、生活安心課の進めている条例では盛り込みませんという内容だろうと思いますがこれについては皆さんいかがでしょうか。まあ一つの考え方としてですね、煙草を吸う一連の行為として、吸って捨てるというものがあって、それについて一連の行為として網をかけるというのだから一つの方法だと思うんですが、先にポイ捨て条例が先にできているものですから、そこには口を出さずにそちらに譲っておこうということだと思いますが皆さんいかがでしょうか。

B委員                   ポイ捨ての条例はすでにあるということなんですけど、そのポイ捨て条例についてももう少し説明をお願いしたい。

会長                     事務局、その内容までわかりますか。

事務局                   基本的に、このポイ捨てに関しては、今現在、「宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例」で禁止されておりますけれども、罰則がないということで、今度の「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」においては、実効性を確保するというので、警告と罰則を設けて実効性を高めると伺っております。

B委員                   そういう観点でしたら、まあ、そちらに譲ってもいいかなと思うんですが。そういった点、一連の流れで、路上喫煙については一貫して出せばいいのかなと思っていたものですから。他の条例との絡みということであれば、わかりました。

会長

A委員                   先ほどから議論になっている、その住み分けに関して言うと、路上喫煙ということであれば、会長がおっしゃったように火を点けて吸って捨てるま

でという一連の流れで一つで、そのような括り方がすっきりするのかなという気はします。ただ、条例全体のことって、どういうくっつけ方をするのかとか、一般的であるのかとかよくわかりませんので強くそこを云々するところではないんですけれども。ただ、目的の部分で先ほど安全・安心の観点から、そして今、環境の観点からということでやっていますけど、基本的な考え方の部分でも、蓋然性の部分を踏まえて考えないといけないというところで、ここでは喫煙行為への三つの切り口について安全・安心、環境、健康と分けられていますけど、一番蓋然性の高いのが吸った後のポイ捨てなんじゃないのかなと思います。すると環境に関する観点から喫煙行為を規制するのが一番蓋然性が高いのかなと思います。次に安全・安心の観点、書いてはありませんが煙草由来の火災であるとか、火傷とかの問題はあるんですけど、でも順番からいくとこちらのほうが二番目になって、まあ三番目の健康の観点は、資料に書いてあるように、“である”と言い切れないということであれば、このポイ捨てのところだけ切り離すのは若干の違和感みたいなものは持っています。

会長

はい、わかりました。他の方ご意見いかがでしょうか。これですね、特に宇都宮市のほうで、条例の体系があるかと思うんですね。ここで事務局で、例えば要望なり何なり言っておかないと、懇談会の中でこうしたほうがいいんじゃないですかというような方針というか、懇談会結論というのを下さざるを得なくなりますので、そちらでひとつ条例制度の体系として、いまこうして進めているんだとか、こういう整理のつけ方をしているんだという説明があれば、皆さんが納得していただけるものがあれば、説明されたほうがよろしいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

第1回目の資料の31ページをご覧いただきたいのですが、実は、こちらに安全・安心、環境、健康ということで、今、私たちが考えている条例とか計画の体系の資料がございます。まず、右からまいりますと、健康について、これは行政計画でございますが、「健康うつのみや21」という計画の中で、資料には煙草に関するものだけ書き出してございますけれども、この中で健康面での煙草の問題についての計画があるということでございます。それと環境でございますけれども、環境につきましても今は、「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」として制定作業を進めているところでございます。こちらの条例につきましては、今、私どもが皆様にご検討いただいております路上喫煙の条例と整合性を保ちながら同時並行でいこうと考えているところでございます。そして、このゴミのない、ゴミという環境美化の切り口のなかでひとつ大きな条例をつくっていくということで、この点につきましては、環境、安全・安心の切り口での煙草なんて

すが、例えば安全・安心の切り口で煙草を規制するとなったときのエリアとポイ捨てを規制するエリアが違ってくる。ポイ捨てはたぶん広くて安全・安心のほうの方が狭くてということがございまして、その辺も含めまして、なおかつそのポイ捨ての場合は、ポイ捨てだけじゃなくて空き缶とかそちらのほうでエリア的には広がってくる。目的としては、そちらのほうが近くなってくるということで、今回、私どもとすれば、煙草のポイ捨てにつきましてもは空き缶とかそういったものと一緒に含めたほうが説明しやすい、あるいは市民もわかりやすいだろうと考え、分けたらどうかと提案させていただいているということでございます。

会長

はい、わかりました。というような説明ですが皆さんいかがでしょうか。条例の体系としてですね、宇都宮市としては安全・安心という項目で制度設計をすると、環境という観点から制度設計すると、健康という観点で制度設計というか、政策を決定していくということになります。そうするとですね、環境観点から煙草のポイ捨てだけをこの条例にもってくると、それは一連の流れとしては路上喫煙の行為としてはわかりやすくなるんですが、そうすると環境の条例から煙草のポイ捨てだけが抜き出ちゃう。で、規制の範囲とか規制のあり方っていうのがですね、環境の条例と形が違ってくるだろうと、その内容もエリアも手法も違ってくるだろうというなかで、煙草のポイ捨てに関しても「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」の中に一連のこととして規制していったらどうかと、そういう線の引き方を市としてはしたいということで、それなりに説得力はあるかと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

C委員

不自然ですよ。要するに、ポイ捨てという見るからにわかることなんですけど、そもそも路上喫煙というものについては、基本的に人が持っているマナーというか良心の部分ですよ。で、吸わないでいきましょうと、そうしたらですね、一連の流れの煙草のポイ捨てっていうのは物的な環境じゃなくて、人的な環境の問題だと思うんですよ。そうしたら、やっぱりこの路上喫煙ということからいけば、煙草を路上で吸って、そこから捨てるということも含めてやっていかなかったら、これはやはり絵に描いた餅かなと、私はそう考えてしまう。ですから、先ほど具体的な例の話で、たとえば煙草を吸う場合に車の中はいいんですけど、手を出してやったらいかん、そこから捨てるということもやるわけですよ。そこは完全に、先ほどA委員がおっしゃったように一連の流れの中ですから、少なくとも煙草に関してはそこまで押さえておかないといけないんじゃないかなという気がしてるんですけど。

会長

という意見ですけど、他の委員の方いかがでしょうか。

C委員

環境というのはあくまでも目に見えるもので明白なものばかりではなく

て、人の奥底にあるものの環境というものも考えていかないと、やはりだめなんじゃないかと思うんですが。そういう意味の環境ということから言えば、むこうのゴミのほうとこちらの路上喫煙のほうでは性格が違うと思うんですが。同じ環境でも。

会長

今のC委員のような意見も当然あるかと思いますが。さりとて事務局のような考え方も、条例の整理の仕方もあるかと思いますが。それでですね、ここのところはどう整理いたしましょうか。というのは、要するにここで、資料に記載してある考え方で、最後のほうに「喫煙に関連するということをもって、それを別出しにする合理的な理由は見つからない」ということで、別出しというのは環境美化条例からの見方をしている。で、今こちらで議論しているのは路上喫煙の一連の流れとしての条例としての見方をしているのです、どうしてもぶつかってきちゃう。ということで、ここは調整しなければいけません。それでは、こうしましょうか。一拍おいてですね、「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」のセクションは生活安心課、市民生活部とは違いますので、担当の部局との調整が必要になるというのはありますね。そうすると、一度そちらから話を聞いてもらえませんか。と言いますのは、C委員は一つの流れとしていいだろうと、A委員も一連の流れなんじゃないのと、こういう言い方をされているわけです。ところが、市のほうとしては条例の整理の仕方、規制の枠、規制方法、そういったものの流れを、どういう風に整理したら合理的なのかということの説明がないと、それぞれの委員の合意が得られないと思います。そちらを調整して、これだからこういうのがいいんですよというようなものを事務局のほうから、整理して委員さんのほうにお伝えしていただいて、再度議論するということがででしょうか。

D委員

その条例というのはどれだけ出来ているんですか。どういった理屈になるんですか。

事務局

これは同じように、これは廃棄物減量等推進審議会ですか、そちらで皆さんのご意見を伺っていて、同じようなペースで進んでいまして、当初のスケジュールでお示したように、私どもの路上喫煙に関しては来年6月の市議会に条例案を付議してまいりたいと考えておりますが、この「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」も整合性を図り、スケジュールもあわせて、同じように来年6月の市議会に付議する予定です。

D委員

そこでポイ捨てというのはどういう定義づけというか、切り口とか、どういう括り方をしているかというのはわかっているんですかね。そういったものがあれば、また考えようもあるかと。

会長

ポイ捨てについては「宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例」が制

定されていますから、そこではポイ捨てはもう定義されているわけです。ですから、その「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」というのは、対象範囲をどうするのか、さらにグレードアップするのかわかりませんが、少なくともポイ捨て禁止条例は今ある。で、一般的に言うともだりにゴミを捨てるということがポイ捨ての定義だと思います。ですから、煙草のポイ捨ても、空き缶のポイ捨ても全部一緒に規制されている。ですから、それはもうすでに規制されているわけです。けれど、ここで路上喫煙防止の条例を作ろうというので、煙草だけに注目した条例がフレームアップされてきて、その中で一連の行為としてこれだけ抜き出そうとすると、事務局としてはもうすでにやってるんだからおかしいんじゃないのと、こういう言い方なんです。要するに、今の現行の条例で、すでに煙草のポイ捨ては禁止されているわけです。ただ、それはまた形を変えて、「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」へ替わるわけですね。だから、それはどう規制の仕方をするか、また、今と違って来るかも知れませんが、少なくとも今は規制されていると。で、今度、路上喫煙条例が出来たとすると、そこから、今まであったそちらの条例から煙草のポイ捨てだけを抜き出してこっちへ持ってこようということですから、ポイ捨ての中から煙草だけが抜き出されて、ちょっとそれはおかしいんじゃないのかと言うのが事務局の書き方のようなんです。要するに、空き缶の規制だけはですね、ポイ捨てから抜き出して、ちがうところで規制しようということと同じことでしょう。

事務局

先ほど、第1回目の資料の中の31ページで、環境では対象項目を4つ、飼い犬の糞、不法投棄・ポイ捨て、あと空き地空き家、最近問題になっておりますゴミ屋敷、この四つを「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」では対象にして規制をかけていこうと現在検討されております。この、「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」を検討するにあたりましては、当初もっと幅広く路上喫煙行為も含めたものに一本化できないかと検討した背景もございます。これは、先ほど皆様方がおっしゃったとおり、一連の行為という観点から一緒にできないかと検討をしたことは事実でございます。環境部が所管しております、「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」を、路上喫煙行為を安全・安心の観点から規制してこうという私ども市民生活部と環境部の両部で検討いたしました。その結果として、環境の観点ということでポイ捨てを軸に規制していくということと、煙草を吸う行為を禁止していくということとはやっぱり違うんじゃないかと、別なんじゃないかということから、路上喫煙については吸う行為そのものを禁止していくということで、市としては別扱いするという結論を出して、ただ条例としては整合性を保ちながら、

同じ時期に2つの条例でやっていきたいと思いますということで、現在のポイ捨て条例についてはもっと大きな、みんなできれいなまちをつくってほしいという目的の中に収斂してほしいと、そういう整理をかけていきたい、そういうことで私どもとしましては、環境を切り離れた形で、安全・安心を主眼に路上喫煙行為を規制すべき旨をやりたいということでご提案申し上げます。

会長 なるほど、ということは、要するにここで議論してくれということではなくて、こういう方向で、みなさんは条例を制定するのを委員さんに納得していただけないだろうか、こういうことですか。要するにここでやると、議論をしてくれという話になってしまう。そうではなくて、議論するのではなく、こういう整理をしているから、皆さん万全を期していますよというお知らせならわかります。ここで、議論をしていいとなると、これで皆さんどうですかという話になって、C委員の一連の行為だから違うという話になってしまう。

事務局 どうも、説明が足りなかった様ですが、会長がおっしゃっていただいた様なことが基本的な姿勢でございますので、そのようにご理解いただければと思います。

会長 わかりました。

C委員 それでいいのですが、安心・安全の部分で例えるなら、今、考えられる問題点として、火を点けたままポイ捨てをした。そこですよ。例えば子どもの立場、子どもの目線で考えた時、赤いからちょっと遊んでみようかというような、万が一そういう事故があったということを想定した場合には、安心・安全がそこに入ってくるんじゃないですか。ということは、ポイ捨てというのは、一連の流れということで考えられると思うんですよ。ですから、そこいらへんは整理していかなければならないと思うんですよ。先程の話は、納得しましたが、そういうこともありうるということを想定しておかないとだめなんだろうと思います。

会長 なるほどね。貴重な意見ですね。要するに、ポイ捨ても環境美化については、事務局の説明でわかった。しかしながら、火の点いたものを捨てたときの安心・安全もありうるだろう。そこについての観点はどうだろうという意見ですよ。それは貴重な意見だろうと思いますよ。そこまで規定してある条例は、あまり見たことないですね。確かにポイ捨てが行為であって、捨てられた煙草については、安心・安全の観点からポイ捨てしちゃだめだよというのがあってしかるべきなのかなと私自身思い始めました。

D委員 今までの話での環境というのは、一般的な話であって、つまり特別法と言ったら何ですけど、つまり火の点いた物を捨てることは別じゃないかと。



- 環境的には、よく皆さん靴のかかとで消して捨てるでしょう。それはポイ捨てですよ。ところが、吸っているやつを傍に投げ捨てる人が結構いるんですよ。それが例えば足に当たったりするのは、危険な訳で、火の点いたものを投げるなら別じゃないかと、そちらで括ってもいいんじゃないかということ、ありうるかと思います。
- 会長 新しい貴重な意見ですね。確かに、車に乗って車から手を出している人は、ポイッと捨てますよね。火の点いたまま。ただ、このポイ捨てはですね、環境美化とは違った観点、安心・安全の分野に入るポイ捨てに入ってくるのかということですよ。あ、でもこれ事務局にお話ししますが、この観点で条例に規定したのは、見たことありません。新しい視点での条例の内容になってくる気がしますけどね。今の感じのポイ捨てとして他にご意見ありますか。
- E委員 確かに昨日の夜、車を運転してまして、他の車から赤い火が落ちたんですよ。ポンポンと跳ねて。明日はこの懇談会があるんだなあと思いつつながら、車で吸っていて捨てる行為は、この条例にかかるんだろうか、それともポイ捨てなのか迷ったのは、事実ですよ。
- F委員 C委員がおっしゃったように、子どもが触ることもありますし、路上に捨てた時に、バウンドしますから、それで歩行者の所へ来ないとも限りませんし、また投げた位置によっては、そこから火災が発生することも考えられる。その火が点いている、点いてないで括るのは、わかりやすいです。
- F委員 ちょっといいですか。現存する「宇都宮市空き缶等のポイ捨て条例」が「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」に移行する話ですけれど、その条例は、大きく変わるんですか。
- E委員 罰則規定が設けられます。
- F委員 であれば、現在の条例を今日ではなくとも皆さんに配布してもらって、読んでもらえばわかりやすいかなと思います。
- 会長 そんな難しいことではないかと思いますが。配布は次回で結構です。ただですね、今それぞれお三方から、煙草の火の点いたポイ捨てについて何等かの措置が必要だろうというのは新しい視点として、会議の中での意見としてとりまとめてみたいなと思います。それでは、ポイ捨てそのものについては、今言った煙草の火の点いた以外は、環境の観点で整理すると、あと火の点いたものについては、新たな視点で何らかの措置が必要だろうということで、整理させていただきたい。次に2ページに行きまして、そういう視点から事務局から出た論点をみますと、特に議論してくれということの内容と、こういうことがありますよということで、こう考えてますよと、知ってもらいたいですよ、そういった一つの流れもある。従って、

4番の結論が入ってくるかもしれません。3番の健康の観点につきましては、特に屋外については、受動喫煙の健康被害を立証することは困難であるということで、路上喫煙の条例の目的の中に、健康の視点というのは入れるのは難しいんじゃないかという内容になっております。これについてご意見をいただきたい。一応、事務局としてはこういう視点で考えたい、とのことですが。いかかでしょうか。確かに、屋内と屋外ではえらく違って来るでしょうし、特に屋外においては、健康被害というのは立証するのに医学的に難しいという状況ですね。そういった中で、今後条例の目的から外してもいいんじゃないか、ということですね。その点についていかがでしょうかね。

E委員  
会長

マナーかという気がします。健康というよりマナーということですよ。

なるほどね。ですから、結論の方では、マナーや「おもてなし」も入っていますけど、マナーを向上・推進しましょう。それから、安全・安心の確保を推進・保護していきましょうということを最終的な条例の目的ということで、そこで主眼を置いて、条例制定がいいでしょうということですが、皆様いかがでしょうかね、そういう切り口で。いいですかね。方向付けとしては事務局の内容で。後ほど、帰るときにポイ捨て条例を皆さんにお配り下さい。今配るとまたそちらの議論に入っちゃいますので。次はIIの規制区域と時間についてですが。

A委員

すみません。結論部分の(2)の部分ですが、内容については理解しているんですが、この中で市民福祉、住民福祉の言葉が、今この目的の部分は、安全・安心とマナーということに議論が集約してきてますけど、市民福祉、住民福祉というと、少し言葉が一人歩きするほど大きな意味が入ってくるんじゃないかなという印象を持つんですが、その辺は、どういう風にこの言葉をとらえればいいんでしょう。

会長

確かに、住民福祉という言葉に限定的な意味で使っていないと、それはありますよね。ですから、ここはA委員どうでしょうかね、市民福祉、住民福祉といった場合、かなり限定的に書き方を工夫してもらおうということで、いかがでしょうかね。

A委員

はい。市民福祉、住民福祉だと、たぶん十人いたら十人違った意味でイメージを持つ可能性があると思うので、もう少し具体的に、ここで言っている市民福祉、住民福祉というのは、安全・安心の部分なり、マナーの部分ですと、明確にわかるような形で、表現していただいた方が分かりやすいような気がするんですが。

会長

何か、表現の工夫でできそうな気がしますけどね。いかかでしょうかね。住民福祉というのを全体的にもってくると、何か漠然としたものになって

くるんで、そこで、マナー、安心・安全の限定つきでの住民福祉ということで表現を若干工夫してもらおうということではいかがでしょうか。そういうことで、Ⅱに移っていいでしょうか。では、Ⅱに移ります。

まず規制区域についてですが、ここの考え方というのは、公共の場所とか、そういったいわゆる人が多く集まるようなところについて、限定していくんだと、市内全域を禁止する規制は困難だと。いわゆる全域禁止地域にするのは困難だと。なお、時間については、マナーの観点からということと併せながら、時間の規制は馴染まない。結論的に言いますと、禁止区域は設けるんだけど、これは、歩行者の多い道路やそこに類する区域だと、だけど、他の区域については、禁止区域とまでするには難しい。少なくとも規制行為をしない努力義務についての規制をしたいんだ、そういう方向でやったらどうなんだろうという事務局サイドの考え方ですが。これについて、まず規制区域についていかがでしょうか。

A委員

この条例の目的が、安全・安心とマナーということですが、安全・安心の観点を考える時には、人通りの多い所で禁止するというのは、すごく妥当な考え方だと思います。ですけど、前回の1回目の会議の前に、市長からお言葉があったかと思うんですが、煙草が一律だめということじゃなくて、楽しめる環境もなきやいけない、吸われる方と吸わない方が共存できることが必要だと思いますよ、という言葉が、それはその通りだなと。私自身、スモーカーってこともあるんですけど、最近の特に新しいビルなどであれば、ビル全体が禁煙とか、ものによっては、喫煙スペースがないものもだんだん増えてくる傾向にあると把握しています。そうした時に、市内全域で例えば、禁止区域ではないんだけど、喫煙がビルの中では吸えない。外にでも道路では禁止ではない、努力義務なんだけれども、あなたは努力義務を怠っているんですよという×印まではつかないけれど、△印を背負っている形になるのかなと。あと、煙草は負の側面ばかり議論される傾向にあると思うんですが、今年度の市の予算で確か、39億ぐらいの煙草税が計上されていると思いますし、いい面では、税貢献というところもある訳ですから、こうした時に、市内全域を努力義務で喫煙を控えるべきというのは、ちょっといかがなものかと・・・。

会長

全域を努力義務にしてもですか。

A委員

締め出しちゃうことにならないですかという観点なんです。

ちょっと話がずれるんですが、私、オートバイに乗るんですね。オートバイに乗っていると、景色のいい所で煙草が吸いたいですよ。鬼怒川を渡っている時に富士山が見えるんですが、特にこれからの季節は非常にきれいに見えるんで、止まった時に吸うのは、禁止ではなく努力義務だから、

- それはやっぱりポイ捨てはしないけどやっぱり駄目なのかなと思うわけです。
- 会長 確かにですね。煙草吸いの気持ちとしては、わからないではない。例えば自動車に乗ってドライブしていたと。すごく景色の良い所があったと。日光連山が見える。「ああ、空気も清々していいなあ」と煙草を一服してリラックスしたい。そこの地域まで努力義務で、何となくうしろめたい気がしながら煙草を吸っているのと、A委員の言うように、気持ち良く吸うのと違うでしょう、こういうことですね、簡単に言うと。
- A委員 そこで、誰かが「あなた、ここは吸っちゃいけない」と言われると、努力義務ですから吸い続けることができないですよ。罰金にはならないでしょうけど。
- 会長 ということは、違った言い方をすると、努力義務でも市内全域とするのはいささかいかかなものかと、こういうことですよ。
- 事務局 私どものほうでも、資料作成で悩んだところでなんですけど、この点について、2点ほどご議論いただきたいことがございまして、実は次の会でご議論いただきたい内容と思っていたんですが、禁止区域に屋外喫煙エリアを設けるかどうか。もう一つは、努力義務でございしますが、これは例えば歩行喫煙は危ないでしょう、立ち止まって携帯灰皿で、灰皿から吸うのは危ないかどうか、そこまで規制すべきなのか、先程からお話が出てますように、歩きながら吸う煙草、歩行喫煙は恐らく、繁華街、人ごみの多いところでは、危ないケースはあるんだと思うんです。その辺は、是非ご協議いただきまして、ご教授いただければと思います。
- 会長 ただ、携帯灰皿を持って吸えるというのは、一つの手段であって、基本的には、そこに義務が課せられる、課せられた層の厚さで議論していかないと。携帯を持っていればいいんだよと言っても、ここには努力義務が掛かっている。けれども、ただ携帯ならいいんですよというのと、何もなくても吸えるのとね。だけど、携帯はもちろん持たなければマナーとしていけないんですけどね。ちょっと、そこだと議論がずれるかなという気がするんですけど。じゃあ、こうしましょうか。皆さん、要するに考え方として、禁止・努力義務・マナーで吸える、階層的にいうとそういうことになるのかなと、そうですね。そうすると、そういう方向での規制で考えたらいいんでしょうかね。現実的に条例としてうまく制度設定できるかどうかわかりませんが。
- A委員 どうなんですかね。先ほど事務局のほうからもあったんですけど、この区域の問題と、あと、街の中で吸う行為を禁止することが考えられるとして、じゃあ、それが広がったときに一律すべて禁止にするかっていうと、

先ほどあったように、喫煙場所をどこかに設けるところは良しにするかどうかの部分と、どの行為を禁止するのか、移動と喫煙と2つの要素があって、それが○と×というところを組み合わせで考えていかないと、切り出して考えていったときには、たぶん後であわせてみると全然別なものが、ちょっと違和感みたいなものが、そういうことになるんじゃないかという気はするんですけど。

会長

そうなりますね。要するにですね、規制の仕方として幾通りあるわけですね。禁止区域、まるっきり全然吸っちゃいけない、禁止区域の除外区域みたいな喫煙エリアみたいなものを設けないですね、まったく全然ダメだという手法だっていないわけではないですね。もう一つは、禁止区域でも、その中のエリアとして一部だけ、きちんと設備を設ければ吸ってもいいですよという、いわゆる共存タイプのやつですね。まあ、そういう考え方が禁止区域でもあります。それから、努力義務のところにもですね、どの辺までやるかっていうと、いろんなパターンがあると思うんですね。このパターンを整理してですね、それと規制区域と一緒に議論していったらどうかと思います、いかがでしょう。それをちょっと、次回までに事務局のほうで整理してもらおうと。

A委員

よろしいですか。関連したところで、皆さんのお手元にお配りしてある資料の説明をさせていただきたいと思うんですが。

会長

では、A委員に資料の説明をお願いします。

・A委員から資料2に基づき説明

会長

なるほどね、貴重な資料ありがとうございます。

A委員

これを少し参考にしながら。

会長

そうですね。そうすると、今、A委員から貴重な資料をご提示いただきまして、1ページに戻っていただきますと、3ページのほうがいいのかな、区域設定でもどっちでも相関的に出ていますね。では、こういう整理の仕方をしましょうか。まず、規制のあり方の基本的な考え方ですから、エリアも絡むと思うんですけど、考え方を整理すると、禁煙エリアを設定して、その中で喫煙場所を一切認めないというのがあるわけですね、基本的な考え方として。で、これは1ページにありますけど、それはどうエリアで広げていくか、面的に線的にどう広げていくかっていうのはまた別問題ですけど、こういう規制の仕方っていうのは皆さんいかがでしょう。これは要するに、これは面的に限られることに必然的にならざるを得ないと思うんですけどね。あるエリアを設けても、あるいはある線を設けてもですね、

それだけで全体的に、まったく喫煙を認めない、一切認めないという規制のあり方というのは皆さんどうお考えでしょうか。

A委員

やはり、市長もおっしゃっていたように、吸われない方と吸われる方の共存できるような形の規制ですからっていう軸に照らして考えてみればいいんじゃないかなと思うんですが。小さなエリアであれば、吸われない方ってというのは満足でしょうけど、吸われる方ってというのはストレスのたまる環境ですから、それが許容しうる広さであつたらありなんだろうと。だけど、それが一定以上の大きさ、要は喫煙者にストレスを強いるような状況であれば、それはちょっと課題が発生すると考えます。

会長

したがって、私もですね、規制の区域のエリアの広さ、こういう風に若干考え方が違ってきますってというのは、まったく同じことなんですけど、少なくとも、基本的にですね、全面禁止というのは、A委員の場合はもうちょっと飛躍しちゃつと、全面禁止というのは共存からははずれるんじゃないかと。

A委員

はい。締め出すことになつちやいますから。

会長

確かにですね、スポット的にワンスポット1㎡の中でってというのはわかりますけど、これが何ヘクタールとなつてくると話は違つたろうということですね、みなさんいかがでしょうか、そのへんのところは共存タイプということで考えてよろしいでしょうか。じゃあ、そこは共存タイプが一押しで、要するに、全面喫煙禁止というのは、一応無いんだと。ただ、今、A委員が条件設定した、狭い地域ならいいけどもということもありますけど、でも、一応基本的な考え方としては共存型がいいだろうという皆さん方のご意見だと思うんですけど。そうするとですね、そういう禁止区域があつたと、次がグレーゾーンなんですけど、要するに努力義務の部分のエリアをですね、全域にするか、ある区域に設定するかということになるんだろうと思いますが、いかがですかね。今のところは全域を努力義務規定にするんだと。このような努力義務規定にすると、全域といえども、努力義務がかかったというと、良識ある市民としてはいささか後ろめたい気持ちで吸わざるを得ないというようなこともあつてですね、要するに、努力義務区域のエリアを限るのか限らないかということなんですよね。それで、皆さんのご意見をいただきたいなと。今言ったように、例によって、オートバイに乗って、あるいは自動車に乗って景色のいいところでちょっと一休みしようじゃないかとそういうときに、なんとなく後ろめたい気持ちで煙草を吸うのか、そうでなく気持ちよく吸えるのかということですね。そういうようなことになろうかと思つてんですけど、そのところいかがでしょうか。その努力義務規定、エリアを決めたほうがいいんでしょうか。

- D委員 ちょっと質問なんですけど、ただ一律に禁煙なんですかね。一律というか、場所を決めれば、たとえ誰もいないと、人が全然いないと、ここは普段はあまり人が通らないけど何かイベントがあって人が結構通ってるようなときとかね、それはまた違うのかなって気がするんですけどね。そこは決め方の濃淡と言うか、技術的にも区別できないのかなってというのが。
- 会長 どうですかね。ということは、D委員のおっしゃりたいのは要するに、全部が網をかぶっていると、誰も人がいないときまで、ポイントとして規制せざるを得ないという、ちょっとおかしいんじゃないかという。
- D委員 そう、ちょっとおかしいんじゃないかと。ですからね、たとえば明らかにそういう、人が誰もいないときまで網をかけるのはいかなものかというね。ちょっと思い出すのがこういう例なんですけども、普通、横断歩道の脇に人が立っている場合に止まるっていう義務がありますよね。規制方法は、道路交通法は確か、明らかに横断しようとする人がいないときに限って停止義務を解除するんですよ。だから、そういったような考え方もありうるのかなという気がするんですけど。
- 会長 どうなんでしょう。ただ一般的に、すべて努力義務として課すとするとね、市の施策としてですね、要するに、喫煙場所をきちんと整備しろって話は反動的に出てきますよね。まして、禁止区域の中、先ほど議論で出たように、禁止区域の中で共存型のエリアを設けると言う方向性が出たとすると、努力義務規定の中で余計そのエリアが広がってくると思うんです、喫煙場所が。そうすると、全域にかけると、吸いたい人は、あまり人のいないところもいっぱいいるんだから、市に対して、むしろあちこちにもっと喫煙できる場所を増やしてくださいという話は反動的に出てくると思いますよ。
- D委員 それについてちょっと質問があるんですけど。その共存型といった場合ですね、たとえばオリオン通り一帯を禁煙区域にするとした場合、共存型という、一定の喫煙場所があるわけですよね。そういったとき、普通、広さとか設備とかはどのようなものなんですかね。あとは予算とか費用とかですね。
- 会長 それは逆に言うと、A委員がすごく努力されているんですよ。かなりいい施設を作っているんですよ。ちょっとご紹介いただけませんか。
- A委員 皆様のところ資料はないんですけど、よくやっているのはですね、最近吸えない場所が多くなっていますので、例えば駅前であるとか、あとは人通りの多いところに関しては、灰皿なりそういう喫煙スペースのイニシャルコストっていう初期にかかる投資を、私どもの負担で設置して、ただオペレーションに関しては、自治体であっても、駅前とか大きな公園とかで

あればすべて清掃行為はなされているわけですからその中に織り込んでいただいて、メンテナンスの部分は自治体にさせていただく場合というものがございまして。あと、私どもが区に灰皿を譲渡いたしまして、行政の方で判断して OK であれば、例えば自治会であるとか事業者であるとかそういった方へ貸与をするような形で、そちらも自治体のほうでメンテナンスしていただくこととなりますが、そのようなスキームはいくつかの場所で導入しています。それは、ご検討いただければ一つの選択肢になりうるかなという気はします。

D委員           そうすると例えば、喫煙場所をかなり多数設けなければならないというような条例ができると思いますよね。そういった場合にはある程度、寄付というのはあり得るんですか。

A委員           今、申し上げたのは自治体と共同で設ける場合であって、私どもは煙草を販売するのが事業ですから、煙草屋さんとのつながりはあるので、そういった煙草屋さんの店頭や、あと宇都宮市の場合では、駅の西のほうの自治会さんと共同で灰皿を提供して設置したりみたいなことはあります。ですから先ほどの議論の中で共存型という形になるのであれば、そういった灰皿の提供といった部分は、相当な部分こちらのほうで貢献できるかなというふうには考えています。

会長           私が見た例では、たとえば渋谷のハチ公前とかにね、すばらしいものがあるんですよ。ガラスがあって、壁面があってこういうようなきちんとした灰皿が設けてあって。

A委員           あれは非常にコストがかかってます。

会長           いや、あれは、どこでもこれを設置してもらえるんだったらびっくりしちゃいますよ。

A委員           そこまでできないですけど。

会長           すばらしいですよ、ハチ公前のは。あと新橋の駅前にもありますよね。なかなかすごいものがありますよ。四方山話になっちゃいますけど、私よく靖国通りを九段の靖国神社から神田のほうに向かって行くんですけど、そこに俎板橋がありますが、その途中の公園に、やっぱり立派な喫煙スペースがありますよ。こんなことまでやってるのかとびっくりしましたけどね。すごくきれいですよ。ハチ公前なんかすごいですよ。まさにすごい整備されている。だからあそこではほとんど変なところでは吸えないですね。吸えないですよ、あれだけの施設あるとね。ええ、吸えないです、ほんとに吸えないです、あれは。そばにあんな立派なものがあるところで。ほかに吸えないですよ。

E委員           費用は結構かかったんですか。



A委員  
会長

はい、結構かかったみたいです。

じゃあ、議論を進めさせていただきますけど、そうすると例えば、もう一つの考え方として、努力義務をかけるというエリアを一応全域にするのか、エリア設定していくのか。基本的にはどちらがいいでしょうか。今言ったように努力義務としての義務という風にそれを制約していくとなると、やっぱりそれは、一定の煙草を楽しむ方もいらっしゃるということも考えなきゃいけない。ということになると必然的に喫煙場所を設けなさいという話は並行的に出てこざるを得ない。だから、もしそうだとするならば、ちゃんとそういう整理しなさいということになってくると思いますね。あるいはもう一つ、考え方としては、じゃあ努力義務規定の区域は、一応エリアを絞ったとしても、あとはマナー向上の中で吸いましょうというエリアで設けるかですよ。マナー区域。要するに、マナーをきちんと守りながら吸える区域っていうのがあるかどうか、そういう規制の仕方があるのかわかりませんが、そういうものをエリアとして設けてあったほうがいいのかわかるかな。

A委員

よろしいですか。法律内の世界っていうのは定義も明確で、きちんと白黒つけていく世界だと思うんですけど、でも、実際の世の中というのは、現実の生活っていうのはそう簡単に白黒つく世界っていうのじゃないので、これは白これは黒って一概にはつけにくい。そうしようとするとなかなか分量になってくると思う。だとするともう一つの観点があるのかなと思うのは、次のところとも関連してくるんですけど、規制の対象となりうる行為で、例えば人通りの多いところではすべての喫煙に関する行為は禁止するんですけども、それ以外の地域では、移動を伴う、たとえば歩行をしながらの喫煙行為は安全・安心の観点で危険ありますよね、だけど立ち止まって吸っているのであれば、比較的そういう危険性が低いということが共有化できれば、立ち止まって吸っているのは認めるというような、行為の部分で切り分けるという考え方もあるのではないかなと。

会長

なるほどね。確かにそういうのはあるでしょうね。だから、みんな相関関係が出てくるってことなんですけどね。それではこういたしましょうか。この喫煙区域については、どのみち次回に具体的なエリアを定める議論をしますから、そのときもう一度改めて議論するということにいたしましょう。そうさせていただきます。その他にちょっと事務局でいるんな整理の仕方があると思うんで、で、あと一つ、時間についてはいかがでしょう。特に時間を区切っているところもあるんですけども、時間については馴染まないんじゃないかということで。規制区域とも関係ありますけど、まあ時間なんてね、これは実効性があるかどうかかなんですよ。時間を区切ったとき

に、じゃあ役所として、この行為をどういう形で、いわゆる取締りって言うと言葉きついですけど、これを監視するのか、そういったことができるのかどうか。あるいは、誘導作用とか指導作用っていうものが、行政としてできるかどうかですね。要するに時間を設けるってというのは、何で設けるのかっていうようなね。ただ我々の精神的な意味で時間を設定するのか、行政が少なくとも時間を設けるってことは、何らかの行政作用として何かを変えていくっていう必要があるから時間設定するわけですよね。私自身はそう思うんですよ、そうすると、時間設定ってというのはどんなものかなって感じするんですけどね。

A委員

イメージがわいてこないんですけど、具体的に時間設定ってというのはどういうことなんでしょうか。

事務局

例えば、禁止区域において、禁止時間を朝の7時から夜の7時までにするとかです。夜の7時から朝方までは解除してしまうと。そういった意味です。

C委員

意味がないような気がしますね。

E委員

意味がないですね。

C委員

ただ、夜は誰も見てないということですね。

会長

そうなんですよ。だからそれは、あとはマナーの問題になってくるのかなと思うんですが。ただ、私はよくわからないんですけど、時間を設定したときに、行政側が自ら時間設定しながらですね、何をするんですかって問いかけたわけです。逆に言うと、何ができるんですかって。要するに、単なるその時間設定は市民に対するマナーの切り替えの時間ですから自覚してくださいよって言うだけなんですか。それだとあまり意味がないと思うんですよ。もちろん、生活安心課のほうで時間設定する必要はないって言うてるんですけどね。皆さんの考え方はどうでしょうか。私は、その時間設定をすると、市はどういった規制をしていくのかなっていう風に思います。例えば、人通りの多いとき、朝の7時から夜の9時まで禁止、9時から解除としたときに、じゃあ市は9時から何をすると、監視員でも置くのと。でも、聞いてみるとそんなこともないんですよ。ただ条例上時間設定しているっていうだけで。そうすると、あとは市民に対する心理的な圧迫というか、条例上書いてある、心理的なものに訴えていくって言うしかないんですけどね。ということですから、時間についてはまた後で議論が出ればということなので、このへんにしておきましょうか。

最後に、規制する部分の範囲について。これもそれぞれ相關関係が出てくるんですが、規制する行為の範囲について、まあどのへんまでやっているのか。事務局の説明ですと火のついた煙草を持つ行為から、こうみると、

時間的な並びに沿って、喫煙行為に移るというそこから規制していったほうがいいでしょうと、こういうことですよ。もちろん煙草を吸う行為、まあもちろんですが歩きながら煙草を吸う行為っていうのは当然規制対象になるものの、火のついた瞬間、煙草を持った瞬間からですね、以降の行為については規制対象の行為としていくというのがいいんじゃないかという考え方ですけど、これについてはいかがでしょうか。ただ、私はちょっとわからないので質問させていただいてよろしいですか。資料の3ページの2のですね、考え方のところの3行目に※がありますね。そこに「(1)以外を採用した場合、監視の際に違反行為を現認する必要がある、違反者に言い逃れの機会を与える恐れがある。」というのが、ちょっと理解できないんですけど。

事務局

(2)、(3)だけを採用した場合、吸う行為をどこで見るか。吸っているんだけど、あるタイミングで見たら口から離して持ってるという時間帯もあると思います。そういうところを監視員が見ると、吸っているのか、ただ単に持っているだけなのかという判断が非常につきにくいという考え方でこのような表現ををさせていただいております。

会長

なるほどね。なんとなくわかりました。

D委員

俺は吸ってないと、俺は持ってるだけだと。

会長

なるほどね、そういうことですね。火が点いているだけでだめだぞと、そういうことですね。わかりました。そこからやったほうがスパッとしているだろうと、事務局が言っているのこういうことですね。確かにそうかもしれないですね。わかりました。どうでしょうか、規制する行為の範囲っていうのはどこからっていうと、やっぱり、まあもちろんエリアとかなんとかいうことと絡んでくるんですけど、基本的にはですね、まあ禁止区域の中のことを想定してですね、火の点いた、ここから持ったときから規制の対象に入ってくるんだと。

E委員

安全安心の観点から言えば、火が点いている事態、火傷の可能性のあるわけですから、そこから規制するのがいいんじゃないのかと。

会長

そうですね。じゃあそこまで。それとですね、先ほどの議論で、C委員、A委員、D委員から出てきました、火の点いた煙草を投げた、そこまでの行為で完了するわけですね、行為としては。ですから、規制する行為の範囲について、後ろは書いてませんが、そこまでということになるんでしょうかね。そこまで言った条例ないですよ。確かに安全・安心という意味ではいいかもしれませんがね。特異な条例になって、宇都宮市らしい部分が出てくるよと、こういうことになる。どうでしょうかそのへんの範囲まで。一応、範囲としては。極めてわかりやすい。

E委員 自分の吸った煙草が消えるまでということだ。

C委員 火がなくなったら。

D委員 火がなくなった途端にポイ捨て条例が変わるわけですよ。

会長 宇都宮市民の方は、ちゃんと火を消すまでちゃんとやってなきゃダメなんですよ。少なくとも。宇都宮市民というよりは、宇都宮市の中に入ったときには。そうすると、行為としてはそこまでということだ。で、自動車の部分もまあ当然含めていくと。そういうものっていう行為の範囲で、こういうことではいかがでしょう。そうしますと、今日は議論については規制区域についてコンプライトされていませんけど、次回に規制区域のエリア設定と一緒にこれを議論したいと思います。そういうことで、次回に線引きをしながら議論を重ねて決着を見たいと思います。その他、何かご意見、今日全体についてなにかございますでしょうか。

F委員 1ページの基本的な考え方の中で、2行目の「屋外における公共の場での喫煙は、社会生活上のマナーに反している」のかどうかということが一点と、もしマナーに反しているのであれば、2ページの大きなIIの結論のところですね、「屋外における公共の場での喫煙マナーの向上を図るため」って表現してるんですが、ちょっと整合性がとれないような感じがするんですけど。

A委員 これは、マナーに反するっていうのは、歩行喫煙ひっくるめて人ごみなどでの喫煙っていうところで私は理解したんですけど。ここをどういう風につないでいいのか。でないと屋内における公共の場での喫煙もあわせてっていうことになると、共存というところからははずれてくるのかなという理解になりますね。

会長 これは、事務局どうですかね。F委員は、若干整合性が取れていないとおっしゃっておりますが。

事務局 1行目の文章を「喫煙に関しては、市民意識の変化が見られ、屋外の公共の場における歩行喫煙や、人ごみなどにおける喫煙は」という形で訂正させていただきたいと思います。「屋外の公共の場における歩行喫煙」や「人ごみにおける喫煙」この2つの行為がマナーに反する。こういう認識で。

会長 そうですね。「市民意識の変化が見られ、屋外の公共の場における歩行喫煙や、人ごみにおける喫煙は社会生活上のマナーに反し」という形になる。それは確かにそのとおりだと思いますね。納得できる。これは並列にはならないと思いますね。それでは訂正したものを次回に配布してください。それでは、他にございませんか。なければ、今日はこのくらいで、そろそろ閉じたいと思います。次回は、規制区域と設定、具体的なエリアについてですね。事務局といろいろ整理しながらまた進めていきたいと思

事務局

ます。そういうことで今日の本題は閉じたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、事務局から何かありますか。

次回は、12月20日木曜日、午後3時から本庁7階、農業委員会室で開催したいと存じます。追って通知させていただきます。また、第4回、年明けになりますが1月31日午後2時から、14B会議室、この会場です。こちらで開催します。よろしくお願いいたします。

会長

そういうことになっているようでございます。それでは皆さん約2時間、長時間にわたりまして、ありがとうございました。これで会を閉じさせていただきます。また次回よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時45分)